

新型コロナウイルスに関する注意喚起（第48報）

2020年7月22日（水）

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

マニング警察長官（指揮官）は、外国人のPNG入国に関する手続きを発表しました。概要は以下の通りですが、詳しくは当館HP (https://www.png.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) で確認できますので、邦人の皆様におかれても詳細をご確認願います。なお、現在PNG全域に感染症危険情報レベル2「不要不急の渡航は止めて下さい」（<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0721.html>）が発出されていますので、ご留意下さい。

1. PNGへの入国を希望する外国人又は非居住者は、以下を covid19-travel@police.gov.pg に提出しなければならない。
 - a. PNGへの入国許可を要請する書簡（氏名、生年月日、国籍、旅券番号、査証タイプ、査証番号、査証の有効期限、PNG到着予定日、隔離場所）
 - b. Air Passenger Travel Form
 - c. Air Passenger Travel Formにおける虚偽の申告は違法行為である。信頼できる電話番号、実際の住所、及び一時的住所（隔離先）を申告しなければならない。
2. 自宅又は指定ホテル（規制 No. 2 に記載）以外の場所で隔離する場合には、「Home Quarantine: Request for Extraordinary Exemption form」を記入して提出しなければならない。
3. これら書類の受領後、指揮官（警察長官）はPNG入国の可否を決定する。
4. PNG入国許可を受領した場合には、以下を covid19-travel@police.gov.pg に提出しなければならない。
 - a. 14日間隔離のためのホテル予約又はその他の場所における隔離の許可、及び
 - b. フライト予約
5. 航空会社は、以下を所持しない乗客を搭乗させてはならない。
 - a. 指揮官によるPNG入国許可
 - b. Air Passenger Travel Form
 - c. 出発7日前以内に実施したPCR検査での陰性を証明するもの。
6. PNG到着時、PNG税関は、通常書類確認に加え、以下の書類について確認を行う。
 - a. PNG入国許可
 - b. 承認された Air Passenger Travel Form

※邦人の皆様におかれましては、手洗い、うがい及び人混みを避ける等の感染予防に努めて下さい。PNG保健省は、新型コロナウイルス感染の可能性や症状（発熱、咳、呼吸困難等）がある場合、ホ

ットライン（1800-200）に電話連絡し、滞在していた渡航先及び現在の所在地等を通報し今後の病院での検査等について指示を仰ぐように呼びかけています。

（ご参考）PNG政府特設ウェブサイト：<https://covid19.info.gov.pg/>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road、 Waigani、 Port Moresby、 NCD、 Papua New Guinea

電話： 3211800

国外からは（国番号 675） 321-1800

E-mail：sceo.j@pm.mofa.go.jp

ファックス： 323-0153

国外からは（国番号 675） 323-0153

ホームページ：<http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>